

【事前学習資料】

基礎研修Ⅲ 権利擁護・法学系科目 I

意思決定の支援

1. 法的根拠に基づいた権利擁護

現代立憲主義諸国において、「人権と社会正義の原理」「個人の尊厳と平等」「社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現」は最高法規である憲法を頂点とする法体系により保障されている。わが国では、日本国憲法第13条、第14条、第25条及び社会保障法と総称される一連の法律などがこれに該当する。

第13条（個人の尊厳、幸福追求権）

第14条（法の下の平等）

第25条（生存権の保障）

2. ソーシャルワークの価値・倫理に基づいた権利擁護の実践

ソーシャルワークの価値とは、社会福祉の専門職がソーシャルワーク実践において追求すべき考え方。

社会福祉士の倫理綱領

- ① 専門職として目指すべき価値や目的を表したもの。
- ② 望ましい実践と向かうべき方向を指し示したもの。
- ③ 専門職のとるべき態度や姿勢を明確にしたもの。
- ④ 望ましい行動指針のもととなるべきもの。
- ⑤ 専門職団体が利用者と外部の諸団体にそのあり方を示すもの。
- ⑥ この倫理綱領に背いたメンバーに断固たる姿勢を組織としてとるための根拠となるもの。

社会福祉士の行動規範

倫理基準を具体的な実践レベルに表現したもの。

3. 権利擁護を支える理念

自己決定

すべての人が自己実現と自己決定の権利を持っている。尊重され、必要に応じて、自己決定ができるよう支援が求められる。

エンパワメント

- ① 個人（仲間・集団・コミュニティ）が侵されている、あきらめさせられている、あるいは奪われている主体性・目標・選択（肢）・権利・自律性・相互支援力・自治（力）を自覚し、明確にする。
- ② その心理的・組織的・社会的・経済的・法的・政治的阻害要因と対決して、問題を解決する力を高める。
- ③ さまざまな支援を活用する力を高めること。

その具体的な実践として、制度や資源の活用
成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用による権利擁護
消費生活センター機能の活用による消費者被害の回復、予防など

4. 意思決定の支援の視点

支援の必要性

例えば「福祉サービスの利用」といった契約行為においては、
「情報収集 → 申請 → 交渉 → 選択」
というプロセスを経るが、この自己決定のプロセスにおいて、全ての人が諸手続等をスムーズに行えるわけではなく、なかには支援を要する人もある。社会福祉士はその人・環境等についてのアセスメントから支援の必要性を見出し、支援に繋げていく必要がある。

一連の流れにおいて、社会福祉士には次のような取り組みが求められる。

- ① わかりやすい情報を受けられる環境の整備
- ② 意思の表出が困難な利用者へのコミュニケーションの支援
- ③ アセスメントにおけるニーズの判定への利用者参加
- ④ サービス決定過程における利用者の同意と選択の尊重
- ⑤ 苦情を申し立てる権利の尊重と環境整備
- ⑥ 苦情に対する説明と具体的な対応

このような支援を必要としているのは、例えば認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人ばかりではない。判断能力が十分にある人であっても、環境や状況によってパワーレスになっている人、例えばホームレスや生活困窮者、被虐待者、戦争や災害による被災者、犯罪被害者やその家族、外国人、マイノリティ等も支援が必要な場合がある。

例) 自然災害により家族や仕事を失い、失意から周りとの関わりを拒み、孤立した状況を自ら創り出している。必要な手続きが滞っている状況にある。
また、権利侵害を受けているにもかかわらず、本人が自覚していないケースもある。
例) 息子から心理的、経済的虐待を受けている高齢者。息子が働かずに家に閉じこもっているのは自分に責任があると思い、自身の年金を搾取されているにも関わらず、仕方がないとあきらめてしまっている。